



第68期 定時株主総会 招集ご通知

日時 平成28年6月29日（水曜日）
午前10時
場所 東京都中央区入船三丁目8番5号
当社本店3階ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

目次

第68期定時株主総会招集ご通知……………	1
(添付書類)	
事業報告……………	3
計算書類……………	23
監査報告書……………	26
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件……………	29
第2号議案 故専務取締役鈴木正氏に対し弔慰金贈呈の件…	29

株式会社協和日成

証券コード：1981

証券コード1981
平成28年6月9日

株 主 各 位

東京都中央区入船三丁目8番5号
株式会社協和日成
代表取締役社長 北村 眞 隆

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区入船三丁目8番5号
当社本店3階ホール
3. 目的事項
報告事項 第68期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 故専務取締役鈴木正氏に対し弔慰金贈呈の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当社では定款の定めにより、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kyowa-nissei.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kyowa-nissei.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、日銀による金融緩和策の継続や政府の経済財政政策を背景に、大手企業を中心とした企業収益が引き続き好調に推移したことに加え、設備投資にも持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、個人消費については、雇用情勢の改善を反映した賃金所得は持ち直し傾向にあるものの、物価上昇に対する実質所得の伸び悩みなどから、力強さに欠ける状況が続いております。また、中国の景気減速懸念による世界的な株価下落の進行、アメリカの金融政策正常化の動きや不安定なEU・中東諸国の情勢など、海外経済に起因した影響に加え、年度後半に日銀により導入されたマイナス金利政策の実体経済への影響も懸念され、先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、不動産・建設業界におきましては、住宅ローン減税の拡充や省エネ住宅ポイント制度の新設に加え、住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置の拡充など、政府による各種住宅取得支援策が実施されましたが、新設住宅着工戸数はほぼ横ばいの状況となりました。一方、相続税法改正を背景とした賃貸住宅市場の建設需要は底堅く、堅調に推移いたしました。また、公共投資につきましては、引き続き東日本大震災の復興関連事業や国土強靱化基本計画に関連する防災・減災対策事業、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けたインフラ整備事業などが堅調に推移したほか、民間設備投資についても増加傾向で推移いたしました。今後においては、技術者不足や建設資材の価格高騰に伴う建設コストの上昇など、停滞要因が懸念されております。

また、エネルギー業界におきましては、国の中長期的なエネルギー政策の指針となる新たなエネルギー基本計画や2015年7月に決定された日本における2030年のエネルギーミックス（電源構成）の目安となる「長期エネルギー需給見通し」において、天然ガスは重要なエネルギー源として位置づけられ、引き続き高い期待が寄せられております。一方で、2016年4月より実施される電力小売全面自由化に続き、2017年には都市ガスの小売りも全面自由化が予定されており、電力事業においてはすでに異業種からの新規参入や業界の枠を超えた提携の動

きが活発化しているなかで、都市ガス小売自由化にかかわる制度設計の議論が進展するなど、エネルギー業界は市場全体の需給構造が大きく変化しつつあります。

さて、当社のこの1年を振り返りますと、建築・土木工事業における工場施設関連の営繕工事およびゴルフ場等のイリゲーション工事（緑化散水設備工事）においては厳しい受注環境で推移いたしました。また、東京電力株式会社の設備投資計画に伴う管路埋設工事および新築建物に関連した給排水衛生設備工事では、安定した受注を確保することができました。また、ガス工事業においては、主要取引先であります東京ガス株式会社をはじめとした各ガス事業者からの設備投資計画による受注が、堅調に推移いたしました。

これらの結果、売上高は356億4千9百万円（前事業年度比0.3%増）となりましたが、利益面につきましては、工事原価における材料費は減少しているものの、外注費および人件費が増加したことにより、営業利益12億4千8百万円（同2.9%減）、経常利益13億5千万円（同5.9%減）、当期純利益8億7千4百万円（同6.3%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

ガス工事業

ガス設備新設工事においては、新築ガス化営業施策の継続的な推進や得意先ごとのニーズに対応した付加価値提案営業をさらに強化するなど、新築サブユーザーに対する徹底した友好化を継続的に実施したことで、前年度並みの受注を確保するなど底堅く推移いたしました。集合住宅給湯・暖房工事は、前年度からの繰越案件も少なく、今年度受注の案件もその多くが来年度以降の完成となりました。

ガス導管工事につきましては、前年度よりの繰越案件が多く、年度当初より好調な稼働状況でスタートを切ることができたことに加え、主要取引先である東京ガス株式会社の設備投資計画による受注や静岡ガス株式会社、北海道ガス株式会社といった他エリアのガス事業者からの設備投資計画に伴う工事の受注についても堅調に推移いたしました。また、受注案件に対応するべく、施工能力の拡大を図るとともに、工事量を勘案した拠点間における連携強化をさらに推進したことにより、確実に効率的な工事管理体制のもと、施工にあたることができました。

この結果、完成工事高は305億2千9百万円、経常利益13億1千6百万円となりました。
なお、手持工事高は101億7千3百万円となりました。

建築・土木工事事業

東京電力株式会社の設備投資計画に伴う管路埋設工事や電設保守工事については、発注者側の徹底したコスト管理施策や特殊工法の採用の影響により利益確保が難しい案件が多かったものの、効率的な工程・施工管理により一定水準以上の受注を確保することができました。また、受注環境の改善により、前年度から大幅に受注を伸ばしている新築建物に関連した給排水衛生設備工事は、採算性を重視した受注を大幅に伸ばすことができました。しかしながら、工場施設関連の営繕工事においては、各顧客工場における大規模計画工事が減少したことに加え、イリゲーション工事においても、完成が来年度へ繰り越す案件が多かったほか、大型案件の受注についても減少いたしました。

この結果、完成工事高は46億2千9百万円、経常利益9千9百万円となりました。

なお、手持工事高は25億5千8百万円となりました。

その他事業

エネリア静岡東において、提案力強化に向けた営業担当者教育を継続実施したことにより、最重点機器としているエネファームの受注は堅調に推移したものの、依然として販売競争の激化が続くなかで厳しい受注環境を強いられ、一般ガス機器およびリフォーム工事ともに減少いたしました。

この結果、売上高は4億1千3百万円、経常損失6千2百万円となりました。

なお、手持工事高は1千万円となりました。

(注) 当事業年度より、連結計算書類非作成会社となったため、事業別の状況における前事業年度対比は行っておりません。

当社といたしましては、ライフラインを支える企業として社会に貢献すべく一丸となって日々取り組んでおりますが、このたびの熊本地震で被災された皆様には、心からのお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。また、当社では、震災発生直後より都市ガス供給正常化に向けた復旧支援要請に基づき、支援要員を被災地に派遣いたしました。今後とも支援要請にお応えし、微力ではございますが、全力を尽くしてご協力いたします。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況

区 分	第65期 (平成25年3月期)	第66期 (平成26年3月期)	第67期 (平成27年3月期)	第68期 (当事業年度) (平成28年3月期)
受 注 高(千円)	34,286,469	36,438,967	34,304,042	35,644,339
売 上 高(千円)	32,144,098	34,358,753	35,526,719	35,649,576
当 期 純 利 益(千円)	539,973	1,237,678	822,147	874,076
1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円)	46.89	107.47	71.39	75.92
総 資 産(千円)	19,393,969	21,110,214	22,613,460	22,174,857
純 資 産(千円)	9,902,187	11,130,972	12,109,259	12,654,929

(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当社は、平成27年4月1日付で連結子会社の東京ガスライフバル西むさし株式会社が、東京ガスクリエイティブ株式会社および東京ガスタマライフバリュー株式会社との間で株式移転による共同持株会社（東京ガスリテイリング株式会社）を設立いたしましたことに伴い、当社連結子会社から除外された結果、連結子会社がなくなったため、当事業年度より非連結決算となっております。

(10) 対処すべき課題

当社を取り巻く中長期的な事業環境は、主要取引先の設備投資計画に伴う受注がおおむね順調に推移することが見込まれるほか、東京オリンピック・パラリンピックに向けたインフラ整備や、引き続き旺盛なマンション・ホテルの建設需要に関連した工事についても、安定した受注が確保できるものと予想しております。また、少子高齢化等により、長期的には減少傾向にある住宅着工戸数についても、改正相続税対策に伴う需要や住宅ローン減税の延長、住宅取得金贈与非課税制度など住宅取得に向けた国の政策とも相まって、当面は一定レベルの着工数が見込まれており、全般的に比較的良好な受注環境で推移するものと想定しております。

一方で、エネルギー業界においては、2016年4月より実施される電力の小売全面自由化に続き、2017年には都市ガスの小売全面自由化が予定されており、すでに異業種からの新規参入表明や事業者間の業務提携・資本提携の動きが活発化するなど、ガス事業者や電力事業者のビジネスモデルが大きく変わり始めており、当社の事業環境もその影響を少なからず受けることが想定されますので、その対応に十分留意し、備えることが大きな課題であると考えております。

このような状況において、当社が存在し続け、成長していくためには何を重要テーマに掲げ、どのような戦略をもって事業を推進するべきかについて、2017年度を最終年度とした3か年の中期経営計画を策定しております。

中期経営計画においては、大きく変化する事業環境の中において、企業ビジョンである真の総合設備工事会社を目指すためには、企業グループとしての社会的責任を果たすという意識し

ベルやコンプライアンスマインドを継続的に向上させていくことをベースに、既存事業領域におけるおおむね堅調な受注環境に対応するための経営資源の確保と有効活用に取り組み、より安全に、より高品質で無駄のない収益を生むビジネススタイルを確立することとしております。

また、電力・ガス小売全面自由化というエネルギー業界の大競争時代を迎えるにあたり、ライフラインにかかわる企業として、より多様で付加価値の高いサービスを提供するために、既存事業はもちろん、周辺事業領域においても提案力、技術力、対応力を獲得・維持向上し、会社機能の幅を広げることも重要であると認識しております。

そのほか、社会に貢献し、お客様から選ばれ続ける企業として永続的に発展していくためには、次世代における新たな収益の柱を確立するための継続的な取り組みも欠かすことのできないテーマであると考えております。

経営管理面では、リスクマネジメントの観点や企業価値向上を目指すために、建設業法をはじめとした各業界規制法、会社法、金融商品取引法、民法等に対する企業法務体制やガバナンスを強化しつつ、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーを念頭に置いた、事業戦略や財務・資本戦略、I R戦略に取り組むことも喫緊の課題であると認識しております。

今後につきましても、これら重要テーマに対する各事業戦略と戦略を支える諸施策を着実に実施していくとともに、その時その時の経済、環境、社会の動向を的確にとらえ「信頼される企業グループ」として社業発展にまい進していく所存でございますので、株主の皆様におかれましては、引き続きましてのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(11) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社は、主に東京ガス株式会社のガス工事（ガス設備（屋内配管）工事・導管（屋外配管）工事）を主体にし、そのほか建築・設備工事（建築工事・給排水衛生設備工事・空気調和設備工事・内装仕上工事）、電設・土木工事（電気管路洞道埋設工事・上下水道工事・土木工事）を営み、総合設備工事業として事業活動を展開しております。

(12) 主要な営業所（平成28年3月31日現在）

本 社	東京都中央区
支 店	北海道札幌市東区、東京都品川区、東京都渋谷区、神奈川県川崎市高津区、千葉県千葉市美浜区、埼玉県さいたま市中央区、静岡県静岡市駿河区
営 業 所	東京都足立区、東京都世田谷区、東京都国分寺市、東京都西東京市、神奈川県川崎市高津区、神奈川県相模原市中央区、埼玉県さいたま市中央区
事 業 所	東京都葛飾区、東京都世田谷区、東京都立川市、神奈川県横浜市港北区、埼玉県さいたま市中央区、埼玉県三郷市
出 張 所	東京都葛飾区、東京都立川市、神奈川県川崎市高津区、千葉県千葉市美浜区

(13) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
883名	20名増	43.3歳	15.1年

(14) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	198,338 千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	58,100 千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	85,000 千円

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 32,000,000株
- ② 発行済株式の総数 11,512,852株（自己株式287,148株を除く。）
- ③ 株主数 546名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
城 北 興 業 株 式 会 社	1,770,000株	15.37%
東 京 瓦 斯 株 式 会 社	1,062,000	9.22
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	629,000	5.46
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	570,000	4.95
森 田 ユ リ	500,400	4.35
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	400,000	3.47
株 式 会 社 ア ル フ ァ ロ ー ド	394,000	3.42
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	350,000	3.04
北 村 眞 隆	346,000	3.01
協 和 日 成 社 員 持 株 会	302,957	2.63

（注）持株比率は自己株式（287,148株）を控除して計算しております。

(2) その他会社の株式に関する重要な事項

当社は、平成27年8月6日開催の取締役会決議に基づき、株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成27年10月1日付で、単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位 お よ び 担 当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	北 村 眞 隆	—
取締役副社長 副社長執行役員	ガス導管事業本部長 赤 松 良 郎	—
専務取締役 専務執行役員	管理本部長、営業本部長兼務、 建築土木事業本部長兼務 鈴 木 正	—
専務取締役 専務執行役員	ガス設備事業本部長 (東京ガスリテイリング株式会社担当) 川 野 茂	—
常務取締役 常務執行役員	ガス導管事業本部副本部長、 ガス導管事業本部ガス導管部長兼務 神 長 建 史	—
常務取締役 常務執行役員	財務企画本部長、 財務企画本部経営企画室長兼務、 財務企画本部NB開発室長兼務 佐々木 秀 一	—
常務取締役 常務執行役員	社長特命担当 清 水 善 久	—
取締役 執行役員	建築土木事業本部電設土木事業部長 福 島 博 喜	—
取締役 執行役員	管理本部総務部長、 管理本部安全衛生推進部長兼務 癸生川 浩 樹	—
取 締 役	初 瀬 良 治	朝日不動産管理株式会社 代表取締役社長 古河機械金属株式会社 社外監査役
常 勤 監 査 役	杉 田 正 臣	—
常 勤 監 査 役	山 口 雄 司	—
監 査 役	今 来 康 文	—
監 査 役	石 曾 根 泉	—

- (注) 1. 取締役初瀬良治氏は、社外取締役であります。
2. 監査役今来康文、石曾根泉の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役今来康文氏は、金融機関における永年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役初瀬良治氏ならびに監査役今来康文氏および石曾根泉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

5. 取締役以外の執行役員は次のとおりであります。

執行役員の地位および担当	氏名	重要な兼職の状況
執行役員 ガス設備事業本部ガス設備部長	古 平 光 一	—
執行役員 ガス導管事業本部広域事業部長	本 村 和 則	—
執行役員 ガス導管事業本部東京東事業所長	野 村 郁 雄	—
執行役員 ガス設備事業本部開発営業部長	青 山 弘 之	—
執行役員 ガス導管事業本部理事	工 藤 義 則	—
執行役員 ガス設備事業本部エリア開発部長	飯 塚 茂	—
執行役員 ガス導管事業本部東京西事業所長	森 川 久 男	—
執行役員 財務企画本部経理部長	森 凡 浩	—

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役 11名 225,054千円 (うち社外取締役 1名 4,500千円)

監査役 6名 35,176千円 (うち社外監査役 3名 7,324千円)

- (注) 1. 上記取締役および監査役の報酬等の総額には、平成27年6月26日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名および監査役2名(うち社外監査役1名)の在任中の報酬等の総額が含まれております。
2. 取締役初瀬良治氏は、平成27年6月26日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって監査役を任期満了により退任した後、取締役に選任され就任したため、支給額と員数につきましては、取締役に在任期間は取締役に、監査役在任期間は監査役に含めて記載しております。
3. 監査役山口雄司氏は、平成27年6月26日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって取締役に任期満了により退任した後、監査役に選任され就任したため、支給額と員数につきましては、監査役に在任期間は監査役に、取締役在任期間は取締役に含めて記載しております。
4. 上記取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与、執行役員兼務取締役の執行役員分報酬は含まれておりません。なお、執行役員兼務取締役については、執行役員分報酬の支給はありません。
5. 取締役の報酬限度額は、平成15年6月27日開催の第55期定時株主総会において月額2,500万円以内(ただし、使用人分給与、執行役員分報酬は含まない。)と決議いただいております。
6. 監査役の報酬限度額は、平成13年6月28日開催の第53期定時株主総会において月額500万円以内と決議いただいております。
7. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額35,531千円(取締役33,091千円、監査役2,440千円)が含まれております。
8. 上記の報酬等の総額のほか、平成27年6月26日開催の第67期定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を以下のとおり支給しております。
- 退任取締役 1名 9,498千円
退任監査役 1名 9,240千円

(3) その他会社役員に関する重要な事項

① 平成28年4月1日付にて、次のとおり取締役の地位および担当に変更がありました。

地 位 お よ び 担 当	氏 名	重要な兼職の状況
取締役副社長 管理本部長、 副社長執行役員 ガス導管事業本部長兼務	赤 松 良 郎	－
専務取締役 営業本部長、 専務執行役員 建築土木事業本部長兼務	鈴 木 正	－

② 専務取締役鈴木正氏は、平成28年5月1日逝去により退任いたしました。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役 初瀬 良治	朝日不動産管理株式会社 代表取締役社長 古河機械金属株式会社 社外監査役
監査役 今来 康文	該当事項はありません。
監査役 石曾根 泉	該当事項はありません。

(注) 1. 当社と朝日不動産管理株式会社との間には特別の関係はありません。

2. 当社と古河機械金属株式会社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会および監査役会への出席の状況

氏 名	取 締 役 会 (1 5 回 開 催)		監 査 役 会 (6 回 開 催)	
	出 席 回 数	出 席 率	出 席 回 数	出 席 率
取締役 初瀬 良治	13 回	87 %	3 回	100 %
監査役 今来 康文	15	100	6	100
監査役 石曾根 泉	11	100	3	100

(注) 1. 取締役初瀬良治氏は、平成27年6月26日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって監査役を任期満了により退任し、取締役に選任され就任しております。取締役会出席回数のうち、取締役として9回、監査役として4回出席しております。

2. 監査役石曾根泉氏は、平成27年6月26日開催の第67期定時株主総会において、監査役に選任され就任いたしました。就任日である平成27年6月26日から平成28年3月31日までの間における取締役会の開催回数は11回、監査役会の開催回数は3回であります。

3. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

ロ. 取締役会および監査役会における発言の状況

取締役初瀬良治氏ならびに監査役今来康文氏および石曾根泉氏は、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

また、各監査役は、監査役会において、客観的な立場から業績やその他経営の状況を把握し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 藍監査法人

(2) 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		26,350	千円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		26,350	千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画を実現するために必要な監査日数、監査時間および人数等についての資料を入手し説明を受けたうえで、報酬見積もりの算定根拠について確認し審議した結果、これらについて適切であると判断いたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

(1) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制

代表取締役および各本部長が決裁する書類については、当社文書規程に従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて各規程の見直しを行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社はグループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を制定し、損失の危険についての全社的なリスク管理の基本的枠組みを定めるほか、各部門における適切なリスク管理体制を整備する。
- ② 当社は自然災害などの重大災害に備え、「BCP（事業継続計画）」を策定し、役職員に周知するとともに定期的に訓練等を実施する。
- ③ ISO9001:2008規格に従って構築された品質マネジメントシステムに基づいて、クレーム処理、是正処置、予防処置を実施するとともに、代表取締役を委員長とした品質保証会議にて、情報の共有と全社展開を推進する。
- ④ 「情報管理規程」、「情報システム利用規程」、「個人情報管理規程」に基づき、全社的な情報資産の機密性、安全性、可用性を確保する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務執行に関しては、執行役員制度を導入している。
- ② 財務企画本部、管理本部、営業本部、ガス設備事業本部、ガス導管事業本部、建築土木事業本部を設置し、取締役会において各本部を担当する執行役員本部長を任命する。
- ③ 財務企画本部内に経営企画室を設置し、予算編成ならびに各本部にまたがる事項について総合調整を行う。
- ④ 各本部の各部門の長は、取締役会において任命する。
- ⑤ 経営企画のマネジメントについては、毎年策定される年度計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成に向け施策を設け、その実施にあたる。また、経営目標が当初の予定どおり進捗しているか、定期的に業績報告を行い検証する。
- ⑥ 日常の業務執行に際しては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき権限の委譲が行われ、各階層の責任者が意思決定ルールにのっとり業務を遂行する。

(4) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は証券取引所におけるコーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備を受け、その基本原則を真摯に実行する。
- ② 当社はより確かなコーポレート・ガバナンスのために、独立役員として社外取締役1名および社外監査役2名を届け出する。
- ③ 内部監査室が主管となり、各部門の長を委員としたコンプライアンス推進会議において定めた年度強化実施計画の基本方針に基づき、各部門で強化策を展開するとともに、コンプライアンスに関する研修等を実施することによって「協和日成グループ行動基準」の浸透とコンプライアンスマインドの継続的な高揚を図ることとする。また、「協和日成グループ行動基準」において、反社会的な勢力・団体との関係の遮断を明文化することで全社員に対し会社の意思を表明するとともに、反社会的な勢力・団体に関する情報の収集・管理や対応マニュアルの整備等、体制構築に向けての検討を行い、積極的に全社展開を推進する。

(5) 次に掲げる当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）の職務の執行にかかわる事項の当社への報告に関する体制
 - イ. 当社は「関係会社管理規程」を定め、経営企画室が子会社管理の担当部門として「関係会社管理規程」に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報の報告・承認について監督する。
 - ロ. 子会社の取締役には当社の取締役または執行役員が就任する。また、子会社の監査役には当社の取締役・執行役員または監査役が就任し、子会社における業務および財務の状況を定常的に監督するとともに、重要な情報はその任に当たる取締役・執行役員または監査役が当社の取締役会に報告する。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社はグループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づきグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
 - ロ. 当社は自然災害などの重大災害に備え、「BCP（事業継続計画）」を策定し、子会社の役職員に周知するとともに定期的に訓練等を実施する。

- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 当社は子会社に対して、当社の職務権限規程に準拠した体制を構築させる。
ロ. 当社は子会社に対して間接業務（経理、総務関連業務等）の支援を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、その任に対応できる人員を配置する。

(7) (6)における使用人の当社取締役からの独立性に関する事項および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は職務を補助すべき使用人には、当社の業務執行にかかわる役職を兼務させない。また、当該使用人は、当社の就業規則に従うが、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動、処遇（査定を含む）、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

(8) 次に掲げる当社の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れのあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。

② 当社の子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

イ. 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に重大な損害を与える事項が発生し、または発生する恐れのあるとき、当社グループの役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。

ロ. 当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。

(9) **(8)において報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(10) **監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかわる方針に関する事項**

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、職務執行に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求にかかわる費用または債務が当該監査の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 監査役会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ③ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を支弁するため、総務部予算に一定額の予算を設ける。

(11) **監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 代表取締役その他の取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識し、監査役からの要請に応じて監査環境の整備に努める。
- ② 当社は、監査役と代表取締役との定期的な意見交換の実施、内部監査部門との連携体制の整備、会計監査人等の専門家との意思疎通を図るための体制の整備を行う。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 内部統制システム全般

当社は、平成27年4月24日開催の取締役会の決議により、「内部統制システムの体制整備に関する基本方針」を一部改訂しており、平成27年7月23日開催の取締役会の決議により、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を真摯に実施することとしておりますが、その趣旨、内容等について当社および子会社に説明を行い、当社グループ全体への周知を図っております。

(2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための取り組み

- ① 各社内行事開催時には、代表取締役から、コンプライアンスに関するトップメッセージを発信いたしました。
- ② 2回開催したコンプライアンス推進会議にて、各部門で策定した実施計画に対する展開状況を報告し、情報を共有いたしました。
- ③ 内部監査室が主管となり、全部門に「コンプラサポート便（Q&A）」を22回配布するとともに、コンプライアンスに関するDVDを用いた事例研究を全部門で実施いたしました。
- ④ 全役職員に配布されている「協和日成グループ行動基準」について、各部門で周知・徹底を図りました。
- ⑤ 内部通報相談窓口について、社内の相談窓口に加え社外の相談窓口を設置し、環境整備を図りました。
- ⑥ 内部情報管理および内部者取引防止規程に基づき適切に運用しており、インサイダー取引の防止に努めました。
- ⑦ 反社会的な勢力・団体との関係遮断については、「協和日成グループ行動基準」に明文化しており、継続的に各部門にて周知を図っておりますが、警察および弁護士との連携のほか本社地区特殊暴力対策防止協議会に加盟し、反社会的勢力に関する情報を収集いたしました。

(3) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する取り組み

- ① 文書規程、情報管理規程、セキュリティポリシー等に基づき、取締役会議事録等の重要書類や個人情報および重要情報を適切に保存・管理しております。
- ② 基幹システムおよび社内イントラネットを改善いたしました。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する取り組み

- ① 「BCP（事業継続計画）」の改訂に向け、BCP推進委員会にて作業を行い、より災害に強い計画を策定中です。
- ② 毎月品質保証会議を開催し、工事の施工にかかわるクレーム対応、是正処置、予防処置について情報を共有するとともに、QMS計画管理表に基づいた活動を全社展開いたしました。
- ③ 特定個人情報（マイナンバー）取扱規程を策定し、マイナンバー制度に備えました。
- ④ 情報管理規程、情報システム利用規程、個人情報管理規程に基づき適切に運用し、全社的な情報資産の機密性、安全性を確保するよう努めました。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取り組み

- ① 取締役会規程に基づき、第68期において、取締役会を15回（定例14回、臨時1回）開催いたしました。各議案・報告事項については、事前に経営会議を開催し、社内協議を経たうえで取締役会に上程しております。
- ② 取締役会では、各取締役の業務執行状況を監督するために、四半期ごとに各担当取締役に業務執行報告を実施いたしました。
- ③ 毎月定例で開催される部長会議にて行われる、業績進捗報告について、四半期ごとに社長および執行役員本部長、常勤監査役が出席し、目標予算や過年度業績に対する当期実績の詳細や予測について把握・確認しております。
- ④ 月次業績および累計業績については、締め後システムにより自動的に社内イントラネットに掲載され、迅速に報告されております。

(6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための取り組み

- ① 当社の取締役および執行役員が2名、子会社の取締役に就任しているほか、当社の取締役が子会社の監査役に就任しており、定例的に開催される子会社の取締役会にて上程される議案について、適正であることを監督しております。
- ② 関係会社管理規程に基づき、担当部門である経営企画室から、子会社の業績および重要な事項等について、当社取締役会にて必要に応じて報告され、または決議事項として上程されており、適切に運用されております。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための取り組み

- ① 業務プロセスに対する内部統制の有効性の評価にあたり、事前に全社的內部統制評価を行い、有効であることを「全社的內部統制評価報告書」としてまとめ、取締役会にて決議をいたしました。
- ② 内部監査室が第68期監査計画に基づき、会計監査人、監査役と連携を図りながら、財務報告にかかわる業務プロセスについて、整備状況評価および運用状況評価を実施いたしました。

(8) 監査役の職務の執行に伴う体制確保に向けた取り組み

- ① 当社の監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役2名の4名で構成されております。常勤監査役は、四半期ごとに部長会議に出席し、当社の業績進捗について報告を受けております。
- ② 常勤監査役は、取締役会や経営会議等会社における主要会議に出席し、業務執行が適切に行われているかを把握・確認するとともに、監査役会にて情報共有をしております。
- ③ 監査役は、取締役会に出席し、取締役等から行われる業務報告・業績進捗報告に対して、質問や意見を述べ、取締役の業務執行状況および取締役会の運営や議案決議の適法性・妥当性を監視しております。
- ④ 常勤監査役は、内部監査室、経理部と連携し、会計監査人による拠点監査に同行しており、各拠点における内部統制の整備・運用状況について、適切に行われているか監視しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	15,717,776	I 流動負債	7,872,743
現金及び預金	6,814,583	支払手形	171,243
受取手形	709,955	工事未払金	4,335,211
完成工事未収入金	5,712,640	1年内返済予定の長期借入金	239,592
未成工事支出金	1,760,935	リース債	20,785
商品及び製品	3,486	未払金	210,755
原材料及び貯蔵品	54,571	未払費用	379,826
前払費用	72,732	未払法人税等	256,586
繰延税金資産	270,390	未払消費税	294,324
短期貸付金	20,409	完成工事受入金	1,098,280
未収入金	246,111	預り金	204,568
その他	71,818	賞与引当金	661,569
貸倒引当金	△19,860	II 固定負債	1,647,184
II 固定資産	6,457,080	長期借入金	101,846
有形固定資産	3,898,942	リース債	49,995
建物	1,769,050	繰延税金負債	130,968
構築物	67,576	長期未払金	27,536
機械及び装置	10,205	退職給付引当金	1,059,726
工具、器具及び備品	109,828	役員退職慰労引当金	235,722
土地	1,917,881	資産除去債	41,388
リース資産	24,400	負債合計	9,519,928
無形固定資産	68,666	純資産の部	
リース資産	41,341	I 株主資本	12,063,286
その他	27,324	資本金	590,000
投資その他の資産	2,489,471	資本剰余金	1,918
投資有価証券	1,971,832	資本準備金	1,909
関係会社株式	251,269	その他資本剰余金	9
長期貸付金	33,423	利益剰余金	11,507,233
破産更生債権等	26,121	利益準備金	145,591
差入保証金	110,922	その他利益剰余金	11,361,642
会員権	30,249	別途積立金	5,300,000
その他	94,727	圧縮積立	596,825
貸倒引当金	△29,075	繰越利益剰余金	5,464,817
資産合計	22,174,857	自己株式	△35,865
		II 評価・換算差額等	591,642
		その他有価証券評価差額金	591,642
		純資産合計	12,654,929
		負債純資産合計	22,174,857

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額	
売	上	高				
完	成	工	事	高	35,367,380	
商	品	売	上	高	282,196	35,649,576
売	上	原		価		
完	成	工	事	原	31,840,415	
商	品	売	上	原	101,749	31,942,164
売	上	総	利	益		
完	成	工	事	総	3,526,964	
商	品	売	上	総	180,447	3,707,412
販	売	費	及	び		
		一	般	管		2,458,508
		理	費			
営	業	利		益		1,248,903
営	業	外	収	益		
受	取	利		息	2,654	
受	取	配	当	金	40,671	
受	取	手	数	料	33,667	
雑	収			入	41,742	118,735
営	業	外	費	用		
支	払	利		息	3,892	
支	払	手	数	料	12,499	
雑	支			出	723	17,115
経	常	利		益		1,350,523
特	別	利		益		
事	業	分	離	に	22,625	22,625
		お	け	る		
		移	転	利		
特	別	損		失		
固	定	資	産	除	205	
ゴ	ル	フ	会	員	3,070	3,275
		権	評	価		
税	引	前	当	期		1,369,873
法	人	税	、	住	473,167	
法	人	税	等	調	22,629	495,797
		整	額			
当	期	純	利	益		874,076

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										自 己 株 資 合 計	主 本 計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計				
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金						
							別 途 積 立 金	圧 縮 積 立 金					繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	590,000	1,909	9	1,918	145,591	5,300,000	583,996	4,764,785	10,794,373	△34,599	11,351,692		
当 期 変 動 額													
圧縮積立金の積立							14,845	△14,845	-		-		
圧縮積立金の取崩							△2,017	2,017	-		-		
剰余金の配当								△161,216	△161,216		△161,216		
当期純利益								874,076	874,076		874,076		
自己株式の取得										△1,266	△1,266		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)													
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	12,828	700,031	712,860	△1,266	711,593		
当 期 末 残 高	590,000	1,909	9	1,918	145,591	5,300,000	596,825	5,464,817	11,507,233	△35,865	12,063,286		

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	757,566	757,566	12,109,259
当 期 変 動 額			
圧縮積立金の積立			-
圧縮積立金の取崩			-
剰余金の配当			△161,216
当期純利益			874,076
自己株式の取得			△1,266
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△165,924	△165,924	△165,924
当期変動額合計	△165,924	△165,924	545,669
当 期 末 残 高	591,642	591,642	12,654,929

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月16日

株式会社協和日成

取締役会 御中

監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古谷	義雄	Ⓔ
----------------	-------	----	----	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	関端	京夫	Ⓔ
----------------	-------	----	----	---

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社協和日成の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

株式会社協和日成 監査役会

常勤監査役 杉田正臣 ⑩

常勤監査役 山口雄司 ⑩

社外監査役 今来康文 ⑩

社外監査役 石曾根泉 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する適正な利益還元を経営の最重要政策の一つとして認識しており、経営基盤の強化に留意しつつ、業績、経営環境、成長戦略に基づく事業展開に備えるための内部留保の充実などを総合的に勘案し、長期的かつ安定的な配当を維持・向上することを基本方針としております。

上記の方針に基づき、当期の業績や直近の事業環境、財務状態を総合的に勘案し、第68期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、172,692,780円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 故専務取締役鈴木正氏に対し弔慰金贈呈の件

平成28年5月1日に逝去されました故専務取締役鈴木正氏の在任中の労に報いるため、同氏のご遺族に対し退職慰労金に代えて弔慰金を、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内において贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会にご一願いたしたいと存じます。

故専務取締役鈴木正氏の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
鈴木 正	平成19年6月 当社常務取締役 平成25年6月 当社専務取締役 平成28年5月 逝去

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区入船三丁目8番5号
当社本店3階ホール



交 通 東京メトロ有楽町線「新富町駅」7番出口より徒歩3分
東京メトロ日比谷線「築地駅」3番出口より徒歩6分
JR京葉線、東京メトロ日比谷線「八丁堀駅」A2出口より
徒歩7分